

# 平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う県税の減免等のご案内

岡山県

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

災害により大きな被害を受けられた方には、税金を軽減したり、申告、申請、納付等の期限を延長したりする制度があります。

## 1 減免について

申請により、減免の対象となる税目や要件の主なものは次のとおりです。

なお、申請手続き等の詳細は、県民局税務部へお問い合わせください。

税目	減免の要件	減免の額
自動車税	1 被災した自動車が使用不能となり廃車した場合	1 被災日の翌月分から月割りで減額・還付
	2 修繕した場合 〔保険金等の補てん分を除いた修繕費が 5万円以上の場合〕	2 修繕費の額によりH31年度分の税額の1/4又は1/2を減免
自動車取得税	1 被災により廃車にした自動車の代わりに自動車を取得した場合	1 被災自動車の被災時における県が算定する残存価格に税率を乗じて減額
	2 取得してから1ヶ月以内の自動車が被災したため、廃車にした場合	2 納めた自動車取得税全額の還付
不動産取得税	1 取得してから1年以内の不動産が滅失等した場合	1 被害部分に相当する税額を減免
	2 滅失等した日から3年以内に代替不動産を取得した場合	2 災証明書により認定した家屋の被害の程度に応じ、20%~100%相当分を減免
個人事業税	事業用資産の損害の程度（保険金等の補てん分を除く）が総額の1/2以上であって、前年の事業所得が1千万円以下の場合	事業所得の金額により、税額の1/4、1/2又は全額の減免

【主な必要書類】 申請書、被災不動産や被災自動車に係る被災（り災）証明書など

## 2 申告、納付等の期限延長措置について

・倉敷市真備町の納税者の方の延長後の期限は、12月25日です。

・岡山市（北区・東区）、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、矢掛町の納税者の方の延長後の期限は、11月27日です。

（7月5日以降に、県税の申告、納付等の期限が到来するものが対象となります。）

また、このたびの災害により期限内に申告、納付等ができない場合には、個別にご相談に応じますので、お問い合わせください。

## 3 納税相談について

災害により甚大な被害を受けて納税等に支障を生じた方については、以上の他にも徵収猶予等のご相談に応じますので、お問い合わせください。

## 4 お問い合わせ先

- ・備前県民局税務部 〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1 電話 086-233-9810
- ・備中県民局税務部 〒710-8530 倉敷市羽島 1083 電話 086-434-7012
- ・美作県民局税務部 〒708-8506 津山市山下 53 電話 086-23-1267
- ・自動車取得税災害対応専用 電話 086-286-8778